令和７年度　第１２回　直江津区地域協議会

次　第

日時：令和8年3月11日（水）午後6時30分～
会場：レインボーセンター　3階　第三会議室

１　開　　会

２　会長あいさつ

３　議　　題

【報告事項】

・上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組の対応（案）について

【自主的な審議】

・福島城に関することについて

・五智公園に関することについて

４　そ の 他

・次回地域協議会（案）

令和８年４月１４日（火）午後６時３０分～　レインボーセンター

５　閉　　会

資料No.1

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組の対応（案）

１　公の施設の適正配置について
２　公の施設の適正管理について
３　公の施設の受益者負担の適正化について

令和８年３月１１日
財務部 資産活用課

上越市
JOETSU CITY

Ⅰ　上越市公共施設等総合管理計画に基づくこれまでの取組

上越市
JOETSU CITY

上越市では、平成27年度に策定した「上越市公共施設等総合管理計画（それ以前は行政改革推進計画等）」に基づく取組として、次の取組を継続的に実施

１　公の施設の適正配置

- 合併前の市町村では、小中学校や行政庁舎などの基礎的サービスを提供する施設、生活の質を向上させる文化・スポーツ施設、地域活性化のための観光・農林水産業施設などをフルセットで整備
- 市町村合併以後、施設の老朽化、利用者数の減少、市民ニーズの変化などを踏まえ、定期的に機能集約による施設の統合や設置目的を達成した施設を休廃止
- 市町村合併時に約1,000あった施設数は、令和7年4月時点で612施設まで減少したが、老朽化や利用者の減少が進む中で、機能集約が進んでおらず未だ多い状況

２　公の施設の適正管理

- 集会施設やスポーツ施設などの開館・閉館時間は、市町村合併時に、原則として合併前上越市の施設を基に統一
- 以後、施設の利用状況等を踏まえ、随時、開館・閉館時間、休館日、管理手法（職員常駐、指定管理者制度の導入）などを見直してきたが、統一的な見直しは進んでいない状況

３　受益者負担の適正化

- 施設の使用料等は合併後3年以内に調整、減免基準は合併前上越市に統一
- 以後、適正な受益者負担になるよう、定期的に見直しを実施しており、今回の見直しはその一環（前回の見直しは令和２年度）

Ⅱ　公の施設に関する現状、問題、対応方針

上越市
JOETSU CITY

現状	問題等
類似施設を多数保有	施設利用の分散 ⇒　施設稼働率の低下 ⇒　維持管理経費の増加
施設の建設から年数が経過	施設・設備の老朽化、施設機能の陳腐化 ⇒　投資修繕・維持管理経費の増加 ⇒　利用者数の減少、使用料等の減少
人口の減少、趣味の多様化	利用者数の減少 ⇒　施設稼働率の低下 ⇒　使用料等の減少
物価高騰、労務費上昇	投資修繕・維持管理経費の増加
市財政状況の悪化	一般財源の減少 ⇒　全ての施設を維持するのは困難
受益者負担の不均衡	維持管理経費に対する受益者負担割合の低下 ⇒　施設未利用の市民を含む税負担の増 減免適用の拡充による利用者間負担の不均衡 ⇒　減免利用と非減免利用の差の拡大
施設面でのまちづくりの不透明	残す施設（機能）ではなく、廃止する施設を検討 将来的に存続する施設（機能）が不明確 適正配置等の取組に対する市民感情への配慮
働き方改革の推進	施設管理従事者への配慮 ⇒　週休１日以下の施設も多数ある

対応方針

【公の施設の適正配置】

・基礎的サービス施設（集会施設やスポーツ施設等）
…施設機能の集約、休廃止

・政策的サービス施設（温浴・宿泊施設、観光施設や農業体験施設等の地域振興施設等）
…設置効果が低下している施設等を休廃止

※将来的に必要な施設は存続するまちづくりの観点での取組（地域振興・コミュニティの維持に留意）

【公の施設の適正管理】

・開館時間や休館日の見直し
・管理人常駐の見直し

【公の施設の受益者負担の適正化】

・使用料等の見直し
・減免基準の見直し

Ⅲ　公共施設等総合管理計画に基づく取組

上越市
JOETSU CITY

人口減少など社会経済情勢が変化する中にあって、本市では類似施設を多数保有しているほか、類似のサービスを提供する民間施設の進出等により、当初の目的と異なる利用実態となっている施設や、有効な利活用に至っていない施設を抱えており、また、その対応策が十分に図られていないことから、「将来負担の軽減」を念頭に、次の視点を持って取り組むこととする。

- 市民ニーズ（利用動向・利用実態）を踏まえつつ、施設（建物）の性能だけではなく、施設の本来目的・サービス・機能に着目し、人口や財政規模などを考慮した最適な量と質の確保の観点から、将来の施設面でのまちづくり（施設配置の在り方）を見据えた適正配置を行う。
【公の施設の適正配置】

- 老朽化等により施設の機能維持が困難になった場合や地域社会の状況変化によって施設の必要性が著しく低下した場合は、その時点で関係者と協議し、改めて施設の方向性を検討する。
【公の施設の適正配置】

- 存続させる施設については、利用実態にあわせた開館時間や休館日の設定、施設職員の常駐の必要性を検討し、サービスの低下を最小限に抑えた上で、最大限の効率的な管理運営を行う。【公の施設の適正管理】

- 施設の運営及び管理に係る費用は、施設利用者の使用料等で一部が賄われているが、その大半は施設を利用しない人を含む市民全体の税により負担されていることから、受益と負担の公平性や公正性を確保し、市民から理解が得られる合理的な使用料等の設定を行う。
【公の施設の受益者負担の適正化】

【公共施設等総合管理計画に基づく取組の対応（案）】

上越市 JOETSU CITY

１　公の施設の適正配置

使い続ける施設や機能を検討。残すべき機能でも可能な限り使い続ける施設に集約。使い続けない施設は休廃止や民間の利活用を検討。総合管理計画に基づく取組により、使い続ける施設の長寿命化等に要する費用を捻出

⑴　令和８年度

前期計画（令和３年度～７年度）で取組が遅延の施設の休廃止を検討

⑵　後期計画（令和９年度～12年度）

政策的サービス施設を中心に、基礎的サービス施設であっても当初の設置目的と異なる施設や有効な利活用に至っていない施設のほか、市民にとって必需性が相対的に低く、財政寄与度が大きい施設（現在及び将来的に経費負担が大きい施設、費用対効果が低い施設、市街化区域内にあり民間利活用が可能な施設など）を抽出し、休廃止等を検討

⑶　次期適正配置計画（令和13年度以降）

将来（20年後）を見据えた基礎的サービス施設の抜本的な機能集約

検討に当たっては、令和９年度以降に地域の皆さんと複数年かけ、十分な協議を行い、各地域の将来を見据えて使い続ける施設や機能集約を検討

【公共施設等総合管理計画に基づく取組の対応（案）】

上越市 JOETSU CITY

「第4次上越市公の施設の適正配置計画（令和3年度～令和12年度）」における配置バランスの（圏域別の配置を検討）のイメージ

施設の適正配置を検討するに当たっては、施設の用途や機能、利用圏域（施設の利用者の居住地域）等を踏まえ、該当するカテゴリーの各施設を「広域拠点施設」、「市域拠点施設」、「地域圏拠点施設」、「生活圏拠点施設」、「コミュニティ圏拠点施設」に区分します。

また、それぞれの区分において、各カテゴリーにおける施設の配置バランスの検討を行います。

「地域圏拠点施設」及び「生活圏拠点施設」については、地域のまとまりや居住状況のほか、カテゴリーごとの施設の配置状況等を踏まえ地域区分を設定します。

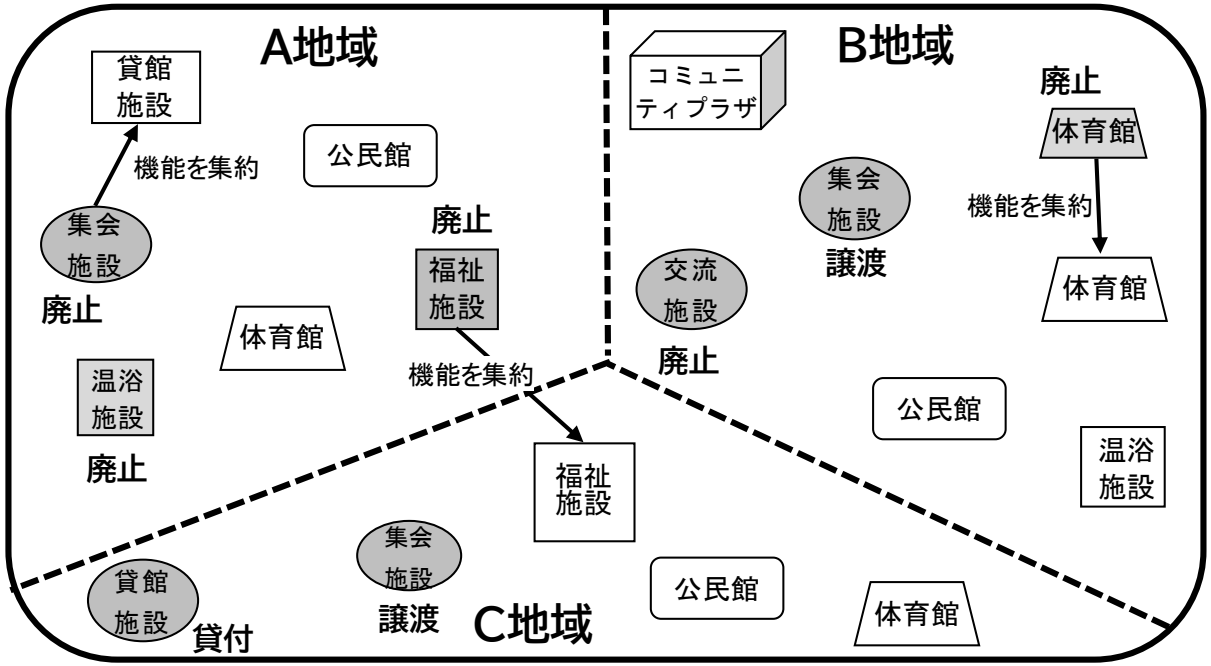

【公共施設等総合管理計画に基づく取組の対応（案）】

上越市 JOETSU CITY

２　公の施設の適正管理

利用実態（需要）にあわせた施設の開館時間や休館日、管理手法の見直し（サービス水準の低下の回避や管理運営に従事する施設職員等の時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得などの働き方改革を考慮）

- 施設の開館時間は９時～21時を基本とする。屋外施設は日の出から日没までを基本とする。
- 休館日は週休２日、最低でも週休１日を基本とする（近隣の施設と休館日の設定をずらし、一定のエリアで利用可能な施設があるように配慮）。
- 平日昼間や夜間などの稼働率が低い時間帯や、冬期間等の閑散期は、休館を検討する。
- 施設職員等の常駐の必要性を検証し、予約制や鍵管理の導入により非常駐化を検討する。

３　公の施設の受益者負担の適正化

⑴　使用料等の見直し（医療費や保育料等、法令で定められているもの等は除く。）

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づく定期的な使用料等の見直し（激変緩和は原則1.5倍以内、貸館施設やスポーツ施設などの基礎的サービス施設は、利用者の負担増に配慮し1.1～1.2倍）

- 市内の同種同様の機能を有する施設で価格差が大きい場合は、平準化も検討する。
- ただし、前項の市内施設の平準化や他市町村の類似施設の使用料との価格差が大きい場合などは、これを超える改定額の設定も検討する。

⑵　減免基準の見直し

適正配置、適正管理、使用料等の見直しを踏まえ、関係者（減免対象者）と協議を開始

Ⅳ　三つの取組（令和9年度開始）のスケジュール（案）

上越市 JOETSU CITY

		適正配置	適正管理	使用料
令和 7年度	R8.2	市議会所管事務調査で各取組の基本的な考え方を説明		
	R8.3～	地域協議会や利用者向けに基本的な考え方を説明		
令和 8年度	R8.4～	関係者と協議		
	R8.7～		地域協議会へ諮問答申	地域協議会へ報告
	R8.9～	地域協議会へ説明	条例改正議案を提案	条例改正議案を提案
	R8.10～		利用者への周知	利用者への周知
	R8.12～	市議会所管事務調査で 計画案を報告 パブリックコメント		
	R9.2	市議会所管事務調査で 後期計画を説明		
令和 9年度	R9.4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し

【参考資料】

※上越市公共施設等総合管理計画の主な内容

1　公共施設等を取り巻く現状と課題 … 人口減少

上越市 JOETSU CITY

- 人口減少や、少子化・高齢化による年齢構成の変化に伴い、市民ニーズの量と質の変化が見込まれる中、本市が所有する各種の施設について、改めて公共関与の必要性や妥当性を精査し、民間等による機能の代替可能性等を検討する一方、行政需要への的確な対応に向け、施設が有する機能等をいかに最適化していくかが課題

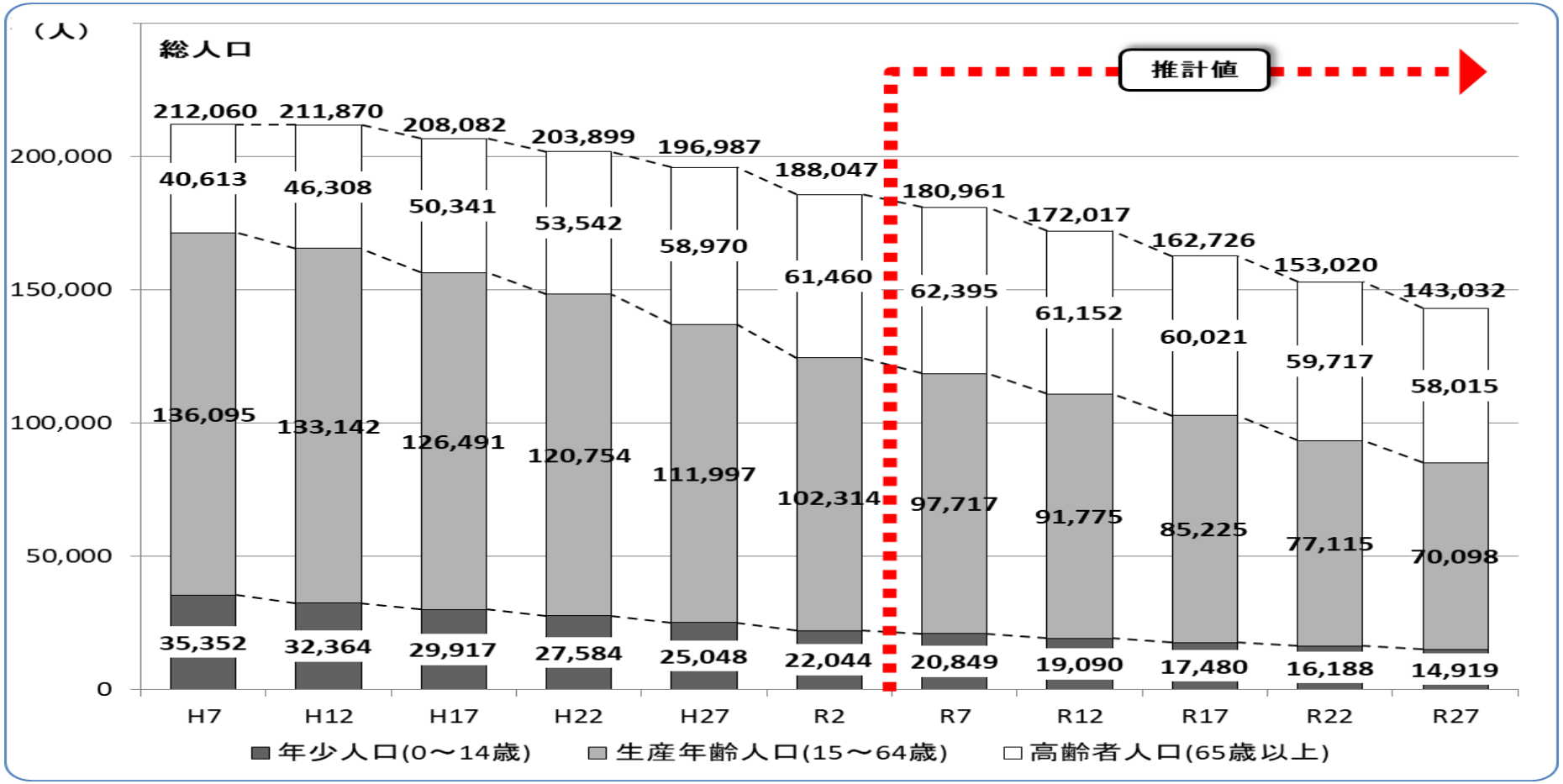

出所：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」から作成

出所：上越市公共施設等総合管理計画（R6年3月改訂）

2 公共施設等を取り巻く現状と課題 … 機能重複

上越市 JOETSU CITY

- 合併前の段階において、各自治体がフルセットによる施設整備を進めてきたこともあり、類似施設がいくつも存在する一方、施設の種別によっては、配置に偏りがあるなど不均衡な状況
- 市内各地域の人口動態が異なる中、施設の目的と利用圏域（施設を使用する利用者のエリア）の視点からの整理とともに、地域バランスを考慮した配置をいかに進めていくかが課題

用　途	施設カテゴリー	施設数 R7.4.1時点（A）	施設数 H27.4.1時点（B）	施設数 増減（A）－（B）
学校教育系施設	小学校	44	52	▲ 8
	中学校	20	22	▲ 2
	幼稚園	1	1	0
	給食センター	3	4	▲ 1
児童福祉施設等	保育園	35	45	▲ 10
	児童館	5	6	▲ 1
保健・福祉・医療施設	地域福祉拠点施設	2	3	▲ 1
	養護老人ホーム、軽費老人ホーム等	3	3	0
	在宅複合型支援施設	1	1	0
	高齢者共同住宅、生活支援ハウス	5	6	▲ 1
	高齢者交流施設	3	7	▲ 4
	屋外ゲートボール場	4	9	▲ 5
	屋内ゲートボール場	8	9	▲ 1
	母子生活支援施設	0	1	▲ 1
	児童養護施設	1	1	0
	保健センター	9	11	▲ 2
	医療機関	10	10	0
スポーツ施設	体育館	19	21	▲ 2
	野球場・ソフトボール場	8	12	▲ 4
	多目的広場・グラウンド	12	13	▲ 1
	テニスコート	7	13	▲ 6
	プール	3	4	▲ 1
	スポーツ施設（その他）	4	4	0
観光・レクリエーション施設	日帰り温浴施設	5	9	▲ 4
	宿泊温浴施設	6	8	▲ 2
	交流宿泊施設	5	6	▲ 1
	観光施設	6	9	▲ 3
	飲食施設	2	3	▲ 1
	農林水産業振興施設	3	7	▲ 4
	キャンプ場	2	5	▲ 3
	市民の森	2	6	▲ 4
	観光・レク施設（その他）	4	4	0

用　途	施設カテゴリー	施設数 R7.4.1時点（A）	施設数 H27.4.1時点（B）	施設数 増減（A）－（B）
産業系施設	食料等販売施設	1	1	0
	産業振興施設	2	2	0
	産業関連施設（その他）	2	3	▲ 1
公営住宅	市営住宅	48	50	▲ 2
公園施設	中規模公園	6	11	▲ 5
	農村公園	77	78	▲ 1
	児童遊園	73	76	▲ 3
市民文化系施設	基幹的総合施設	6	5	1
	学習施設	7	11	▲ 4
	生涯学習センター	10	12	▲ 2
	公民館	40	78	▲ 38
	地区集会施設	16	23	▲ 7
	コミュニティプラザ	13	13	0
	貸館・交流施設	18	19	▲ 1
社会教育系施設	図書館	4	15	▲ 11
	博物館・文化歴史関係施設	16	16	0
供給処理施設	廃棄物処理施設	2	3	▲ 1
その他	無料駐車場	13	14	▲ 1
	有料駐車場	6	7	▲ 1
	斎場	2	2	0
	霊園	4	4	0
	行政庁舎	4	4	0
合　計		612	762	▲ 150

※上記施設数は、条例で定められた公の施設及び市役所等の行政庁舎数。行政庁舎は、市役所、公の施設となるコミュニティプラザに併設されていない安塚・牧・名立区総合事務所をいう。

3　公共施設等を取り巻く現状と課題 … 老朽化、費用等

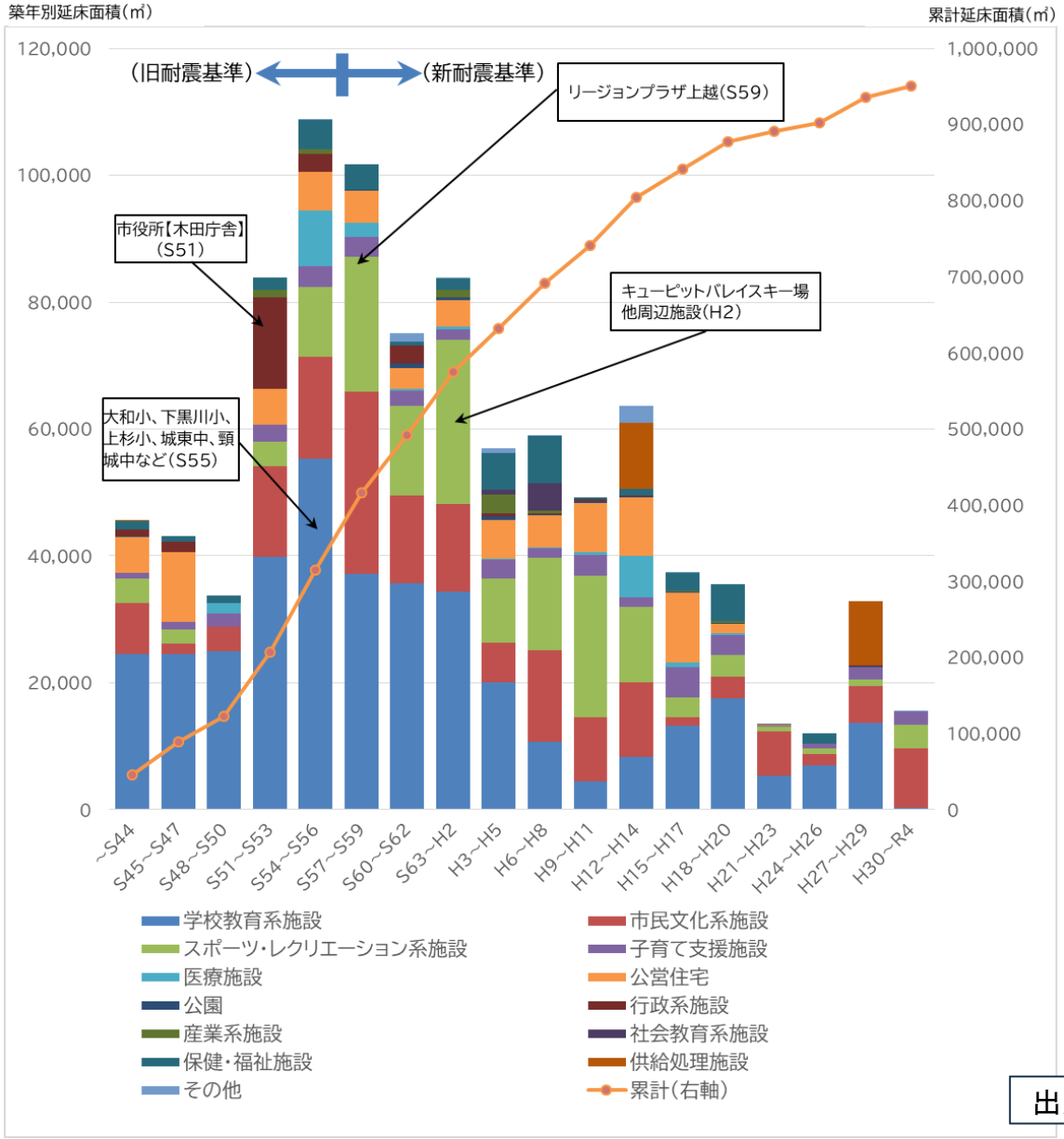

- 築30年を経過している公の施設が約6割を占めており、今後、施設の躯体を始め設備の老朽化への対応が必要
- また、利用者の安全安心の確保に向け、耐震化への継続的な対応が必要なことに加え、施設のバリアフリー化や省エネへの対応などのほか、エネルギー価格高騰等を踏まえ時代のニーズに即した施設の改修への対応が必要
- 今後、増大が懸念される施設更新費用や維持管理費用の低減化、平準化をいかに図っていくかが課題

出所：上越市公共施設等総合管理計画（R6年3月改訂）

公の施設白書

（令和6年度実績・直江津区抜粋版※）

※全体版は市ホームページでご確認ください

新潟県上越市
（財務部資産活用課）

上越市
JOETSU CITY

1　はじめに（公の施設白書の公表の目的）

上越市
JOETSU CITY

当市では、人口減少や経済の停滞など社会情勢が大きく変化し、公の施設に求められる市民のニーズも多様化していることから、公の施設の利用者は直近10年で29%減少し、使用料収入は13%減少しています。一方では、施設の老朽化による修繕の多発や物価高騰等により、維持管理経費は直近10年で18%増加しています。

また、全国的な社会問題として、昭和50年代以降に開設された施設の老朽化が進み、今後、一斉に大規模な修繕や更新を迎える中、多くの施設を維持していくことは極めて困難な状況であり、当市も例外ではありません。

このため、将来的にも市民の皆さんが真に必要とする施設や機能を安定的・継続的に提供するためには、施設の機能集約や休廃止は避けられない状況であり、次世代の負担の軽減を考慮すると、一刻も早く検討を進める必要があります。

本施設白書は、当市の公の施設に関する理解を深め、建設的な議論を進めていくために、その基礎資料となる施設の現状を取りまとめ、公表するものです。

2　公の施設の現状（全体）

上越市 JOETSU CITY

【公共施設等を取り巻く現状と課題　…　利用実態】

- 人口減少等に伴い、施設の利用者数は約28.7%減少している（この間の当市の人口は、H27年1月末200,032人⇒R7年1月末180,207人と約10%減少）。
- 利用者数の減少等に伴い、使用料収入も約5.0億円減と大幅に減少している。

【参考①】R6年度の使用料＋利用料金…4,367,208千円（H26年度比▲830,942千円（▲16.0%））
【参考②】R6年度の受益者負担割合（近似値）…34.4%（H26年度比▲14.4ポイント）

- 物価高騰や労務費の上昇等により、修繕料及び工事請負費を除く維持管理経費は約19億円増と約18.0%増額している。
- 公費投入額が約4.7億円減と大幅に減少しているが、これは、大規模改修等に係る有利な起債等（公共施設等適正管理推進事業債）の創設等が要因と考えられる。

	H26年度	R6年度	増減
①利用者数（人）	6,238,217	4,445,144	▲1,793,073 （▲28.7%）
②収入（千円）	4,935,791	6,350,865	1,415,074
③②のうち使用料（千円）	3,775,084	3,271,368	▲503,716 （▲13.3%）
④支出（千円）	13,913,383	14,861,395	948,012
⑤④のうち修繕料・工事請負費を除く維持管理経費	10,650,474	12,565,569	1,915,095 （18.0%増）
⑥公費投入額（千円）【④－②】	8,977,592	8,510,530	▲469,769

※R6年度時点で存在する公の施設のうち、H27年度以降に新設した施設等を除く588施設を基に比較

3　公の施設の現状

上越市 JOETSU CITY

1　施設毎の状況（令和7年4月1日現在）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
1	上越市立直江津小学校	小学校	コンクリ	17/47	5,339.00	129	30,931	239,775	直営	別の計画等
2	上越市立直江津南小学校	小学校	コンクリ	46/47	5,296.00	262	31,684	120,931	直営	別の計画等
3	上越市立国府小学校	小学校	コンクリ	53/47	6,463.00	308	32,967	107,036	直営	別の計画等
4	上越市立直江津中学校	中学校	コンクリ	38/47	9,674.00	340	37,202	109,418	直営	別の計画等
5	ケアハウス上越	養護老人ホーム・軽費老人ホーム等	鉄骨	30/50	1,954.82	30	36,543	1,218,100	指定管理	現状維持
6	上越五智養護老人ホーム	養護老人ホーム・軽費老人ホーム等	コンクリ	26/47	5,806.35	122	146,766	1,203,000	指定管理	現状維持
7	上越市市民いこいの家	高齢者交流施設	鉄骨	31/40	1,072.84	14,743	16,642	1,129	直営（業務委託）	一部廃止
8	びょうぶ谷野球場	野球場	－	38/－	0.00	6,234	2,346	376	指定管理	現状維持
9	五智歴史の里会館	観光施設	木造	18/22	239.62	12,910	6,261	485	指定管理	現状維持
10	五智公園	観光・レク施設（その他）	木造	50/－	109.93	30,025	1,201	40	直営（業務委託）	現状維持
11	直江津学びの交流館	学習施設	コンクリ	31/50	4,026.67	204,734	73,997	361	直営	現状維持
12	直江津地区公民館	公民館	コンクリ	31/50	4,026.67	0	0	－	直営	現状維持

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
13	上越市レインボーセンター	貸館・交流施設	コンクリ	35/47	1,931.52	19,350	21,342	1,103	直営	現状維持
14	ライオン像のある館（旧直江津銀行）	貸館・交流施設	木造	−/41	187.77	5,961	2,304	387	直営（業務委託）	現状維持
15	直江津図書館	図書館	コンクリ	31/50	2,423.00	99,345	5,829	59	直営	現状維持
16	直江津屋台会館	博物館・文化歴史関係施設	鉄骨	30/38	1,489.26	26,676	6,447	242	直営（業務委託）	現状維持
17	上越市立水族博物館	博物館・文化歴史関係施設	コンクリ	6/50	8,526.69	355,867	32,754	92	指定管理（利用料金制）	現状維持
18	市営住宅　東雲町住宅	市営住宅	コンクリ	46/47	1,562.98	30	−3,516	−117,200	直営	別の計画等
19	特定公共賃貸住宅　港町特定公共賃貸住宅	特定公共賃貸住宅	コンクリ	24/47	3,903.75	60	−4,712	−78,533	直営	別の計画等
20	直江津駅南口駐車場	有料駐車場	−	25/−	0.00	21,287	−1,728	−81	直営（業務委託）	別の計画等
21	上越斎場	斎場	コンクリ	0/50	2,302.54	2,360	50,399	21,356	直営（業務委託）	別の計画等
	小計					800, 773	525, 659	656		

2　位置図

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号：平30情複、第10号）

基本情報に関する凡例①

上越市 JOETSU CITY

1　施設毎の状況

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
1	●●●●	●●	●●	●/●	123,456.78	123,456	123,456	123,456	●●	●●

- 「施設カテゴリー」は、主に第4次上越市公の施設の適正配置計画に掲げる施設カテゴリーを使用
- 「構造」は、コンクリ・鉄骨・木造・ーを表記
  - コンクリ：鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、補強コンクリートブロック造（CB造）。一部鉄骨造りを含む。
  - 鉄骨：鉄骨造（S造）
  - 「ー」：屋外ゲートボール場や野球場・ソフトボール場等、主な用途を備える建物がない施設
- 「経過年数」は、令和7年4月1日現在の施設の経過年数
- 「耐用年数」は、主な建物（構造物）の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数。屋外ゲートボール場や多目的広場・グラウンド等、主な用途を備える建物がない施設は「ー」と表記。
- 「利用者数」は、令和6年度の利用者数
  - 農村公園や休止施設等、施設の性質上、利用者数を把握できない施設は「ー」
  - 特定の人が通園、通学する施設は、令和7年5月1日現在の園児、児童、生徒数
  - 公営住宅や生活支援ハウス等、特定の人が居住する施設は、令和7年5月1日現在の居住者数
  - 霊園は、利用区画数
  - 斎場は、利用件数（火葬炉利用件数、動物含む）

基本情報に関する凡例②

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
1	●●●●	●●	●●	●/●	123,456.78	123,456	123,456	123,456	●●	●●

- 「公費負担額」は、令和6年度の支出額（投資修繕等に係る経費を除いた維持管理経費）から収入額（投資修繕等に係る国庫補助金等を除いた額）を差し引いた額
- 「利用者1人当たり経費」は、令和6年度の公費負担額を利用者数で除した額
- 「管理形態」は、直営・直営（業務委託）・指定管理の別を表記
- 「取組方向」は、第4次上越市公の施設の適正配置計画（計画期間はR3年度～R12年度）で位置付ける施設の取組方向を次のとおり表記。また、「取組方向」において、適正配置計画の対象ではない小中学校や保育園等の施設は「別の計画等」と表記。
  - 現状維持：適正な維持管理を行い、活用すること
  - 廃止：施設の設置条例を廃止すること（公の施設ではなくなること）
  - 休止：施設（機能）の使用を一定の期間止めること
  - 貸付又は譲渡：施設を特定の利用者に貸し付けるか、所有権を民間又は地域等へ有償又は無償により譲り渡すこと
  - 用途変更：施設の設置目的を他の目的に変更すること
  - 後期に適正配置：計画後期（当初はR8年度～R12年度でしたが、R9年度～R12年度に変更しました）に適正配置を実施すること
  - 引き続き協議：取組の方向性を地域住民等と引き続き協議し方向性を決定すること

２　位置図

- 位置図上の番号は、「１　施設毎の状況」の表中の№の施設を表記している。
- 建物がない公園施設は、位置図を省略している。

五智公園に関することについて

資料No.2

これまでの経緯

＜第4期直江津区地域協議会＞

・令和2年10月26日　区内現地視察
　＞五智公園を育てる会の活動を確認
・令和5年8月18日　五智公園を育てる会及びひまわり會との意見交換
　＞団体の負担軽減のため、活動の合同実施を提案したが、他団体の活動まで手が回らないと回答

＜第5期直江津区地域協議会＞

・令和6年12月4日　区内現地視察
　＞五智公園を育てる会の活動を確認
・令和6年12月10日　自主的に審議する項目を決定
　＞「五智公園に関すること」を含む4項目を審議項目として決定
・令和7年1月21日　審議する項目ごとに「課題」及び「検討の方向性」を協議
　＞「五智公園に関すること」
　　課題：五智公園への市及び市民の注目度が低い
　　検討の方向性：五智公園を含めた五智エリア全体としてのあり方を考えていく

五智公園の位置付け及び周辺で活動する団体

五智公園・・・市で設置する都市公園であり、種別は総合公園（※1）に位置付けられている。
また、上越市自然環境保全条例（※2）により五智公園自然環境保全地域に指定されている。

※1　市民全体の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園
※2　地域における多様な生態系などの自然環境を健全な状態で確保し、人と自然が共生できるようにすることを目的に制定。保全地域は開発行為や動植物の捕獲・採取の制限や、持続的な手入れにより自然環境を保全する。

五智歴史の里協議会・・・五智歴史の里会館内の観光案内所の指定管理者。理事は五智地区の町内会長と有識者で構成。
五智地区の観光案内（無料のボランティアガイド）を行っている。

五智公園を育てる会・・・五智公園の環境保全を行い価値や魅力を一層高めていくことを目的に、動植物の保護・育成を行うほか、リーフレット作成、講演会を実施している。

ひまわり會・・・海岸線（五智居多ケ浜シーサイドライン線）における環境美化のため、小学校や近隣町内会等の協力を得て、花苗を植え育て、ごみ投棄防止看板の設置、草刈り、清掃などを実施している。